

「カーリース」と「ESGリース」の活用について

筑波リース株式会社
代表取締役 長島 明伸

はじめに

本誌の9月号では、リースの概要、契約の流れについてご案内しましたが、今回は、近年中小企業においても普及が進んでいる「カーリース」と、中小企業の脱炭素に向けた取組みを支援する補助金制度「ESGリース」についてご案内します。

1. カーリースを活用した 車両管理のアウトソーシング

(1) カーリースとは

お客さまのご希望の自動車をお客さまに代わってリース会社が購入し、一定期間、一定料金でリースするものです。所有権はリース会社が持ちますが、お客さまが購入した場合と同様に自動車を利用することができます。また、自動車の管理業務をアウトソーシングすることで、限られた人材を有効活用することができます。

(2) カーリースの種類

①ファイナンスリース

車両代金に加え、登録諸費用、自動車税などの費用をリース料に組み入れることができますので、経費の平準化、明確化が図れます。また、資金調達の手段が広がり、資金の有効活用が可能になります。

②メンテナンスリース おすすめ

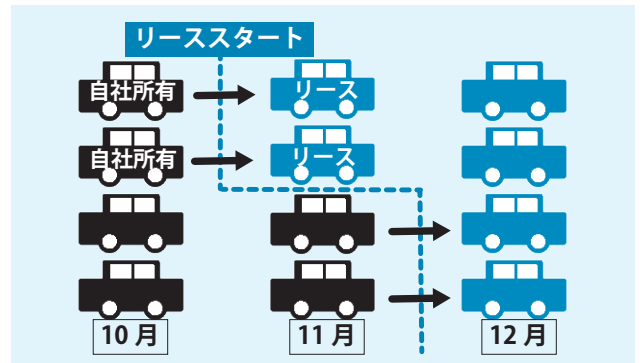
ファイナンスリースに車両の定期点検、故障修理、消耗品の交換など車両の保守管理に関するメンテナンスサービスを加えたリースです。車両の煩雑な管理業務をアウトソーシングすることで車両管理業務から解放されます。

カーリースに含まれる費用	ファイナンスリース	メンテナンスリース
車両代（本体・特別仕様・塗装・付属品など）	●	●
登録諸費用・自動車税・取得税・重量税、自賠責保険料	●	●
任意保険料		●
車検、法定点検、スケジュール点検・整備		●
タイヤ・バッテリー・オイルその他消耗品		●
故障修理		●
代車費用（車検、整備に48時間以上要する場合）		●

(3) 導入方法

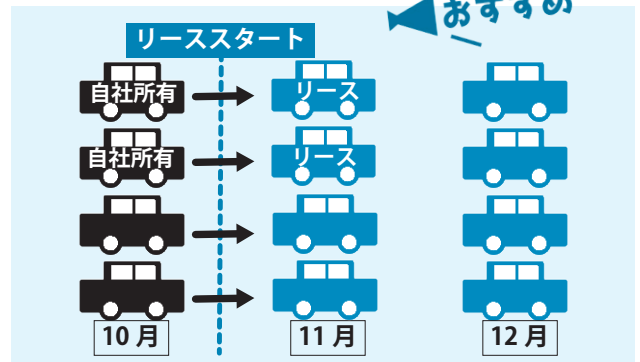
①順次切り替え方式

車両の買い替え、もしくは増車のタイミングで、順次リースに切り替える方式です。



②リースバック方式

リース会社がお客さまの車両を帳簿価格で買い取りし、リースに切り替える方式です（メンテナンスリースのみ可）。



(4) カーリースのメリット

カーリースには次のようなメリットがあります。

1. 車両管理業務の省略化が図れます。
2. 資金調達の手段が広がり、資金の有効活用が可能となります。
3. 毎月一定のリース料ですので、経費の平準化、明確化が図れます。
4. リース会社が車両をまとめて購入しますので、車両購入価格が割安になります。

(5) リース期間満了時の取り扱い

お客さまは次の3つの方法から選択できます。

1. 車両を返却して新たな車両でリース契約開始
2. 再リース契約をして同じ車両を継続使用
3. 車両を返却して契約終了

2. ESGリースを活用した脱炭素機器の導入

(1) ESGリースとは おすすめ

ESGリースとは、環境省の定める基準を満たす脱炭素機器をリースで導入した場合にご利用いただくことができる補助金制度を活用したリースで、正式名称を「脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業」といいます。本制度を利用される場合、当社は環境省が本制度で指定したリース事業者である「オリックス㈱」にお取り次ぎをしています。

(2) 制度の概要

脱炭素機器のリース料低減を通じてESG要素を考慮した取組みを促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等を支援するものです。

(3) 制度のしくみ

環境金融支援機構は、適格要件を満たしたお客さまが脱炭素機器をリースにより導入した場合に、指定リース事業者に対して補助金を交付します。指定リース事業者は、受給した補助金額に基づき、お客さまのリース料を低減します。なお、補助金の申請は指定リース事業者が行いますので、お客さまには申請手続きの負担は生じません。

(4) 補助率

基準補助率と上乗せ補助率があり、最大で6%の補助金を受けることができます。

項目	補助率
基準補助率（環境省が定めた製品別補助率）	1～4%
①指定リース事業者が ESG 要素を考慮した優良な取組みを行っている場合※	+1%
②お客さまが ESG 要素を考慮した優良な取組みを行っている場合	+1%
③ ①と②の要件を満たす場合	+2%

※オリックス㈱は、①の要件を満たしている指定リース事業者であるため、お客さまが②の要件を満たすと③の補助率が適用されます

(5) 対象となるリース先

対象となるのは個人事業主又は中小企業[※]で、サプライチェーン上の脱炭素化に資するESG要素を考慮した取組みなどを行っている者です。また、中小企業とは、次のいずれかに該当する者です。

※一部対象外となる業種があるため、詳細はお問い合わせください。

- 資本金又は出資の総額が3億円以下の会社法上の会社
- 厚生労働省受療行動調査における病院の表章区分の中・小病院（但し、療養病床を有する病院は補助対象先とする）および医療法における医療提供施設の一部

(6) 対象となるリース契約（抜粋）

- リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- 解約可能であるオペレーティングリースを除くリース取引であること。
- リース期間が3年以上、かつリース期間が法定耐用年数の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。
- 日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること
- 中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと
- 1リース契約の補助金の対象となる脱炭素機器部分のリース料の総額が、65万円以上2億円以内であること。

(7) 対象となる脱炭素機器

環境省が定める基準を満たす脱炭素機器であり、メーカーや型番が指定されています。対象機器の基準や補助率、ESGリース対象製品であるかについては、ESGリース促進事業のホームページにて確認してください（<https://esg-lease.or.jp/target-equipments/>）。なお、オリックス㈱では、本制度対象機器のうち「自動車」を対象としておりません。

(8) スケジュール

今年度の補助金交付申請書の受付期限は2024年3月15日で、機器の設置完了の報告期限は同年3月19日です。今年度の利用に間に合わせるためには、早めに検討を開始されることをおすすめします。

(9) 注意事項

リース実行後に補助金申請時の要件を満たさなくなった場合や契約内容に変更が生じた場合は、補助金の返還が求められることがあります。また、リース契約にあたっては、リース会社の審査が必要となりますのでご注意ください。なお、本補助金制度の内容は、2023年9月15日時点のものです。詳細はESGリースホームページ（<https://esg-lease.or.jp/>）をご確認ください。

カーリース、ESGリースに関心のある方は、筑波銀行営業店までお気軽にお問い合わせください。

